

入院中の旧緊急時避難準備区域内の病院から避難し、避難に伴い肺炎を発症して平成23年4月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料、葬儀費用等が賠償された事例。

543-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、平成〇〇年〇月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金647万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月9日

（仲介委員 篠田省二）

(別紙)

申立人X 平成〇〇年(東)第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害 慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝 料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他		6,470,000円	・葬儀費用:300,000円 ・逸失利益:670,000円 ・慰謝料:5,500,000円
一部和解 合計金額(①)		6,470,000円	
未精算の仮払補償金(②)			
支払額(①-②)		6,470,000円	

入院中の旧緊急時避難準備区域内の病院から避難し、避難に伴い肺炎を発症して平成23年4月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料、葬儀費用等が賠償された事例。

543-2

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、平成23年3月11日から平成23年4月末日までの別紙の損害項目（ただし、別紙オについては平成24年7月24日分）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の別紙の損害項目に対する和解金として金863万0401円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成25年5月9日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金647万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月24日

（仲介委員 篠田省二）

申立人Xについて	
損害項目	金額
ア 避難慰謝料（被相続人Aに関するもの）	200,000
イ 死亡慰謝料	7,000,000
ウ 逸失利益	925,151
エ その他（葬儀費用）	500,000
オ その他（文書取得費用）	5,250
合計	8,630,401

和解金合計額	8,630,401
既払い金	6,470,000
支払金額合計	2,160,401